

第 11 章

水道関係法令

第 11 章 水道関係法令

11. 1 法律、命令

- (1) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- (2) 水道法施行令 (昭和 32 年政令第 336 号)
- (3) 水道法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 45 号)
- (4) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成 9 年厚生省令第 14 号)

11. 2 倉吉市条例

- (1) 倉吉市水道事業給水条例 (昭和 33 年倉吉市条例 16 号)
- (2) 倉吉市水道事業給水条例施行規程 (昭和 55 年倉吉市水道事業管理規程第 2 号)
- (3) 給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程
(平成 10 年倉吉市水道事業管理規程第 2 号)
- (4) 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程
(平成 10 年倉吉市水道事業管理規程第 3 号)
- (5) 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱 (平成 26 年倉吉市水道事業告示第 10 号)
- (6) 倉吉市水道事業の検針事務委託に関する規程
(平成 13 年倉吉市水道事業管理規程第 3 号)

11. 3 その他参考書籍

- (1) 改訂 給水装置工事技術指針 (三刷) / 給水工事技術振興財団 (平成 30 年発行)
- (2) 水道施設設計指針 (2012 年版) / 日本水道協会 (平成 24 年発行)
- (3) 水道維持管理指針 (2016 年版) / 日本水道協会 (平成 28 年発行)